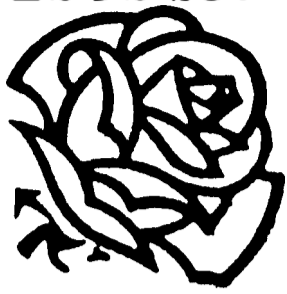


白ばらは明るい



選挙のシンボル

しろばらだより

第127号

掲示板

有権者 平成20年6月2日現在
(定時登録者数)

男	195,398人
女	194,106人
計	389,504人

発行所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
松戸市選挙管理委員会
松戸市明るい選挙推進協議会
でんわ 047(366)7386

明るい選挙 啓発ポスター・標語 作品募集

たくさんの作品
をお待ちして
おります。



●ポスター

- 一人一点
- 内容 明るい選挙の推進をあらわすもの
- 規格 画用紙の四ツ切(542mm×382mm)
ハツ切(382mm×271mm)
もしくはそれに準じる大きさ
※描画材料は自由です

●標語

- 一人二点以内(自作のもの)
- 20字以内
- 内容 ①きれいな選挙の推進をあらわすもの
②棄権防止の呼びかけをあらわすもの

私たちの生活を豊かで楽しいものとするには、政治を立派なものにしなければなりません。そしてきれいな政治が行われるには、明るく正しい選挙が行われなければなりません。そこで今年も、選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会では、選挙啓発推進事業の一環として、「明るい選挙啓発ポスター・標語作品募集」を行います。

この事業は、皆さんの日常生活や学校での授業を通じて得た政治や選挙に関する知識、考えをポスター・標語にあらわしていただき、明るい選挙の推進に役立てていこうとするものです。

今年もたくさんの応募作品をお待ちしています。

●応募資格

小・中・高校生、一般の方で市内在住・在学の方

●応募方法

市内の学校へ通学している人は、各学校をとおして、市外の学校へ通学している人と一般の方は直接選挙管理委員会へ応募してください。

※応募作品には、ポスターは裏面右下に、標語は作品の左横に、小・中・高校生は学校名、学年、氏名(ふりがな)を、一般の方は住所、氏名(ふりがな)、電話番号年齢を必ず明記してください。

●締切

平成20年9月12日(金)必着

※作品は自由に利用させていただきます。応募作品はお返しできません。第1次審査(市審査)で入选した作品は第2次審査(県審査)へ送付させていただきます。なお入選作品は、作成者の市名・学校名・学年及び氏名を公表させていただきます。

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を **贈らない**

有権者は政治家に寄附を **求めない**

政治家から有権者への寄附は **受けとらない**

政治家が選挙区内の人に
お金や物を贈ることは
禁止されています。
有権者が求めても
いけません。

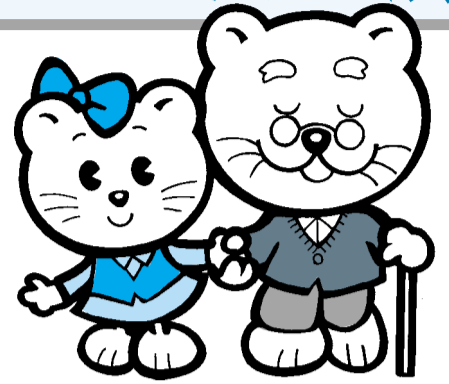
ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

ご存知ですか? 郵便等による不在者投票制度

郵便等による不在者投票の対象となる方

身体障害者手帳及び戦傷病者手帳をお持ちの方、又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で次に記載しております要件に該当する方に認められています。

なお、郵便等による不在者投票制度の利用にはあらかじめ松戸市選挙管理委員会への登録が必要となります。登録には日数がかかりますのでお早めの申請をお願いします。



手帳の種類	障害の程度	障害の等級等
身体障害者手帳	①身体の障害（両下肢・体幹・移動機能） ②内臓機能の障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸） ③免疫の障害	1級若しくは2級 1級若しくは3級 1級から3級
戦傷病者手帳	①両下肢・体幹の障害 ②内臓機能の障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸）	特別項症から第2項症 特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	①要介護状態区分が要介護5	

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象となる方

郵便等による不在者投票ができる方で、次の①②に該当する方は、あらかじめ松戸市選挙管理委員会に届け出た代理記載人（選挙権を有する人に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

- ① 身体障害者福祉法上の**身体障害者**で、身体障害者手帳に**上肢又は視覚の障害の程度が1級**と記載されている方
- ② 戦傷病者特別援護法上の**戦傷病者**で、戦傷病者手帳に**上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで**と記載されている方

※手帳の記載で該当するかどうか分からないときは、松戸市選挙管理委員会にお問い合わせください。☎047-366-7386



政治家が選挙区内の人に祝金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています。

(答礼のための自筆のものを除く)

三ない運動・寄附禁止

しのだひでお

